

富士宮市議会基本条例について

制定経緯

平成27年の議会運営委員会において、議会改革検討事項として提出があり、その後、平成28年3月15日に、議会基本条例調査検討特別委員会を設置し、計11回の特別委員会を開催し、本条例の内容等について、検討してきました。また、平成28年10月に議員全員による意見交換会を、同年12月にはパブリックコメントを、平成29年2月に議員全員に説明会を実施し、条例案をまとめました。

制定趣旨

いわゆる地方分権一括法や地域主権一括法の施行などによる地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限と責任はますます拡大し、市の執行機関への監視機能や政策決定機能を持つ議会の担うべき役割と責任はますます大きくなっております。

これまで、富士宮市議会は、二元代表制の一翼を担うべく、議会の可視化、政策立案及び提案を行うための仕組みの確立に向けて議会改革を実行してきました。

今後、さらに地方分権の加速、拡大が予想され、我々は言論の府としての議会機能の拡充を図るとともに議論を尽くし、市の意思決定を担う議決機関としてこれまで以上に責任ある議会活動を行い、市民の負託に応えるべくわかりやすく、開かれた議会を実現し、多様な声を議会に反映することを軸とする改革を進めることに至りました。

富士宮市議会は、以上の事柄を実現すべく、議会の基本理念や基本方針、議会の責務、これまでの改革が盛り込まれた議会申し合わせ事項等を条例としてまとめ定めることにより、市民、市の執行機関、議会の関係を改めて明らかにし、議会の最高規範となる富士宮市議会基本条例を制定しました。

富士宮市議会基本条例

富士宮市議会は、地方自治制度における議会が担う役割と責任がますます増大する中、二元代表制の下、地方自治体の一翼を担うべく議会改革を実行してきた。

議会は、より可視化を目指すべく、議会の基本理念や基本方針、議会や議員の責務、これまで議会で申し合わせていた事項等を条例に定めることにより、市民、市の執行機関、議会の関係を改めて明らかにし、ここに議会の最高規範として富士宮市議会基本条例を制定する。

前文では、富士宮議会基本条例制定に至る経過や背景を説明しており、また、富士宮市議会基本条例の趣旨、基本理念などを述べております。

※ 二元代表制とは

地方公共団体の基本構造として、執行機関の独任制の市長と、議事機関としての合議制の議会を設置し、長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選ぶ制度をとっています。これを二元代表制といいます。

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定め、議会がその役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた議会の実現を図り、もって市政の発展並びに市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

本条は、条例を制定する目的を定めるもので条例全体の解釈・運用の指針となるものです。この条例は富士宮市議会の基本理念、基本的事項等を定め、それに沿い実行することにより市政の発展等を目指すことを目的とします。

(基本理念)

第2条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の唯一の議決機関、執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言を行う機能を有する機関として、その自覚と誇りを持ち、市民の意見を市政に反映させるため、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を目指すものとする。

本条は、議会の役割と責務について基本的な考え方を示しております。富士宮市議会は市の議決機関であり、監視機関であり又、政策立案機能を有する機関でもあります。富士宮市議会は、その役割と責務を果たすために、市民の意見を踏まえ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を目指すものとしします。

※ 地方自治の本旨とは

「地方自治の本旨」とは団体自治と住民自治の2つを意味すると理解されております。

団体自治とは、元来、国の領域内の一定地域を基礎とする団体が、国とは別の法人格を有し、多かれ少なかれ独立した形で、その事務を自らの意思決定において行うことを意味します(団体自治とは、地方公共団体の権限が中央政府から独立して行使されなければならないとする原理です。)

他方、住民自治とは、地方公共団体の権限は住民の意思に基づいて行使されなくてはならないとする原理です(個人の積極的な政治参加を可能とすることが地方自治を保障する目的の一つです。)

(議会の活動原則)

第3条 議会は、その役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 政策提言を積極的に行うようにすること。
- (4) 適正な市政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努めること。

本条は、議会の役割と責務を果たすため5つの活動原則を定めるものです。

第1号では、議会が公平性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めております。

第2号では、議会が市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることを定めております。

第3号では、議会が政策提言を積極的に行うようすることを定めております。

第4号では、議会が執行機関に対し、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することが定められております。

第5号では、議会が今後議会改革を進めていくことに努めていくことが定められております。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、その役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること、及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽^{さん}により、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、個別的な事案の解決だけでなく、全体の市民福祉の向上を目指して活動すること。

本条は、議員の役割及び責務を果たすための活動原則を定めたものです。

第1号は議員が、言論の府であること、合議制機関であることを認識し、議員が自由な討議を重んじることを定めております。

第2号は議員が、市政の課題、市民の意見を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めております。

第3号は議員が議会の構成員として個別的な事案の解決だけでなく市全体の市民福祉の向上を目指して活動することを定めております。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会活動を円滑に行うため、所属議員の意見の集約に努めるとともに、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

3 議会は、会派が主導する政策立案、政策提言その他議会活動の調査研究の支援に努めるものとする。

本条は、議会における会派の位置付けと機能を定めております。

第1項は議会活動を行うため市議会議員は会派を結成できること、第2項は、議会活動を行うため、会派は所属議員の意見の集約に努め、会派間の調整に努めること、第3項は会派が主導する政策立案、政策提言等その他活動に対し、議会が支援に努めることが定められております。

※ 会派とは

議会内に結成された議員の同志の集合を言います。富士宮市議会では2人以上から会派を結成することができます。

(市民との関係)

第6条 議会は、市民との協働による開かれた議会の実現に努めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するため、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けることができるものとする。

5 議会は、基本的な政策等の立案に当たっては、パブリックコメントその他の意見公募手続を活用するものとする。

本条は、市民との関係において議会の責務等を定めております。第1項は市民の意見を的確に把握する開かれた議会を実現するため、市民との協働を進めること、第2項は、議会は、公聴会等の制度の活用を努めること、第3項は請願、陳情審査に当たって趣旨を理解するため請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けること、第4項は議会が、政策形成に当たり、市民の意見を的確に把握し議会活動に反映するため意見交換等の場を設けることができること、第5項は、議会が基本的な政策等の立案に当たってはパブリックコメント等意見公募手続を活用することが定められております。

※ 公聴会とは

公の機関が一定の事項について判断し、又は決定する場合に、広く利害関係者又は学識経験者等に意見を聴き、その参考にするために設けられた制度のことです。地方議会では、予算その他重要な議案、請願等の審査に当たって必要がある場合に関与することができる本会議及び委員会の特殊な審議、審査形態です（地方自治法115の2第1項 第109条第5項）

※ 参考人とは

議会が本会議又は委員会において地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは出頭を求め、これに応じて本会議又は委員会に出頭して意見を述べる者です（地方自治法115の2第2項 第109条第5項）。

※ 請願、陳情

市政などに意見や要望がある時は、誰でも請願書や陳情書を議会に提出することができます。提出には会議規則に基づく手続きが必要であり、請願書を提出する時は、議員の紹介を必要とします。

（市長等との関係）

第7条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくものとする。

本条は、市長等との関係における議会の責務について定めております。

議会は二元代表制の趣旨を踏まえ、市長等執行機関を監視する役割を持った機関であることを認識し、市長等と緊張ある関係を保持しながら市の意思決定を担う議決機関としての役割を果たしていくことを定めたものです。

(議会運営)

第8条 議会は、公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議長及び副議長の選出について、その過程を明らかにするものとする。

本条は、議会運営の基本的な考え方について定めています。

議会の運営については、公平性、公正性、透明性の確保求められるため、その趣旨に沿う議会運営を行うことを原則とするとともに、第2項では議長、副議長の選出過程を明確にすることとします。

(委員会活動)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

2 委員会は、その所管について、専門的に審査し、又は調査することに努めるものとする。

3 委員会は、自由闊^{かつ}達な意見を述べる場として自由な討議を活用し、積極的に議論することに努めるものとする。

この条では、委員会の活動のあり方について定めております。

第1項では、委員会が市政課題に対応し、機動的に開催し、十分に発揮するよう努めること、第2項では、委員会の所管事務について審査調査に努めること、第3項では自由な討議を活用し、積極的な議論に努めることを定めております。

(広報の充実)

第10条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

この条では、議会の広報活動について定めております。

現在、議会の活動に関する情報は、議会だよりや市のホームページ等に掲載しており、また、本会議、決算審査特別委員会、予算審査特別委員会はインターネット中継や、録画映像を公開しております。

(会議等の公開)

第11条 議会は、委員会及び全員協議会を原則公開するものとする。

2 議会は、議会活動に関する資料を積極的に公開するよう努めるものとする。

本条は、会議の公開と議会活動に関する資料の公開について定めております。

富士宮市議会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会は原則として傍聴することができます。

また、本会議、常任委員会、特別委員会の会議録は公開しておりますが、今後議会活動に関する資料と位置づけられるものについて、公開を検討することを定めております。

※ 地方自治法第115条で「議会の会議は、これを公開する。」と定めております。この公開の原則は、国会も地方議会も「本会議」にのみ適用されるもので、委員会は別であるとされております。富士宮市議会の場合、富士宮市議会委員会条例第19条で「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」と定めるなど一部制限公開主義を採っております。そのため、改めて委員会等の公開について方向性を定めたものであります。

(議決事件)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

地方自治法第96条第1項には、議会で議決しなければならない15項目が定められており、同条第2項では、それら以外に別に条例を定め、議会が議決できる事項を追加できるとされております。

本条では、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、「富士宮市議会の議決すべき事件等を定める条例」を制定し、議決すべき事件を追加していることを示しています。

(質問等)

第13条 議員は、議会の会議、委員会及び全員協議会（以下「会議等」という。）において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨又は根拠を確認するための発言をすることができる。

本条では、会議等における質疑応答について定めております。

第2項では、議員の質疑、質問に対して、その趣旨又は根拠を確認するための発言を市長等に認めることを定めております。

※ 質問と質疑について

質問とは、本会議での代表質問、一般質問などがあり、市長等執行機関に対し、事務の執行状況や将来にわたる方針等について、考え方が良いかどうか、その報告や説明を求め、又は疑問を質すことをいいます。質問は、議案とは関係なく当該団体の行政全般に認められます。

質疑とは、現に議題となっている事柄について、賛成、反対や修正などを決めるために、その不明確な点について、市長等の説明や意見を聞くためのものです。質疑は、議題に関することに限られております。

(政務活動費)

第14条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために会派に交付するものとする。

2 会派は、政務活動費を適正に使用するとともに、その使途の透明性を常に確保しなければならない。

3 政務活動費の交付については、別に条例で定める。

本条では、政務活動費についての政策立案や市政に関する調査研究その他の活動のため会派に政務活動費を交付することを定め、第2項では会派はその使途の透明性の確保しなければならないこと、第3項ではその交付に関しては「富士宮市議会政務活動費の交付に関する条例」に定めていることを示すものです。

※ 政務活動費とは

地方自治法の規定に基づき条例で定められており、議会の監視機能強化や政策立案向上を図るため、視察調査をはじめ、資料作成、資料購入、研修参加など会派における調査研究への補助として活用されています。富士宮市の政務活動費は、1人当たり年額30万円です。

(災害時の議会対応)

第15条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等は、別に定める。

本条では、災害時における議会の基本姿勢について定め、第2項ではその必要な事項については別に定めていることを示すものです。

富士宮市議会は「富士宮市議会BCP(業務継続計画)」に議員の災害時におけるマニュアルを定めております。

(議会の機能の強化)

第16条 議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能の強化に努めるものとする。

本条では、議会本来の市長等執行機関の事務執行の監視、評価の機能や政策立案、政策提言の機能の強化に努めることを定めております。

(議会事務局等)

第17条 議会は、議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

本条では、議会、議員を支援するため、議会事務局、議会図書室の機能の強化、充実等に努めることを定めております。

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

本条では、この条例が富士宮市議会の基本的な事項を定める条例であるとともに議会に関する他の条例や規則等もこの条例の規定の趣旨等を踏まえ整合性を図る必要があることを定めております。

(条例の見直し)

第19条 議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

本条では、議会を取り巻く社会情勢の変化等を捉え、この条例が適切な内容であるように、評価、見直しを行うことを定めております。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。